

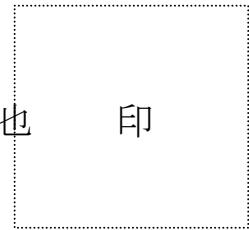
(案の 1)

閣 郵 委 第 ※ ※ 号 の 1
平成 2 8 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

金融庁長官
森 信親 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也 印



郵政民営化法第 1 4 9 条第 1 項第 8 号の規定に基づく内閣府令・総務
省令案について（意見）

平成 2 8 年 4 月 5 日付け金総第 2 4 5 8 号・総情貯第 5 2 号をもって意見を求
められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

(案の2)

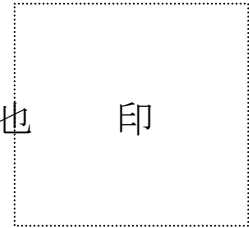
閣郵委第※※号の2
平成28年※※月※※日

総務大臣

山本 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也 印



郵政民営化法第149条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務
省令案について（意見）

平成28年4月5日付け金総第2458号・総情貯第52号をもって意見を求
められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。